

北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議（第33回）開催結果概要

1 日時

平成26年11月18日（火）15:00～16:30

2 場所

PCB処理情報センター（室蘭市御崎町1丁目9番地8）

3 出席者

監視円卓会議委員、登別市、伊達市、環境省、日本環境安全事業株式会社（JESCO）事務局（北海道、室蘭市）

傍聴者：21名 報道：3社（室蘭民報社、北海道新聞社、北海道建設新聞社）

4 内容

- (1) 第32回監視円卓会議議事録について
- (2) 北海道PCB廃棄物処理事業の進捗状況等について
- (3) その他

5 議事概要

- (1) 第32回監視円卓会議議事録について

監視円卓会議として承認。

- (2) 北海道PCB廃棄物処理事業の進捗状況等について

- ① 北海道事業の進捗状況等について

JESCOから資料2-1～2-6に基づき説明。

- ・トランス類、コンデンサ類の処理は平成26年10月末現在で、それぞれ73.3%、70.5%。
- ・安定器等・汚染物の処理は平成26年10月末現在で、32.4%。
- ・前回の監視円卓会議以降のトラブル事象は2件あり、その概要と対策等について説明。
- ・平成26年度の総合防災訓練の実施結果について説明。
- ・トラブルの未然防止対策について説明。

主な質疑等は以下のとおり。

(橋本委員) 前回の会議資料（平成26年4月現在）に比べてトランス類の登録台数が減少している理由は。

(JESCO) 登録されていたトランスのうち、JESCOの処理対象外である低濃度PCB廃棄物であったものについて、登録事業者が登録を取り消したことにより、登録台数が減少している。

(委員長) 2件のトラブルについて、以前も起きたようなトラブルが発生していることについて、どのように考えるか。

(JESCO) 1件目は健全品ではないものから漏洩したものであり、今回が初めて。その後、このようなものが入ってくることを踏まえ、受入物の確認に対し注意している。

2件目の小火は2回目だが、1回目は車載トランス缶体の切断作業中に発生し、今回は定期点検中の溶接作業中に発生したものの。

(委員長) 火災の原因となるような作業を行っていたという意味では同じ。火がでるような作業には注意いただきたい。

(橋本委員) 1件目の車載トランスからの漏洩は保管状態が悪かったということが心配。保管者が責任をもつのだが、チェックする体制について環境省はどのように考えてい

るか。

(委員長) 道内の教育機関でもPCBが漏れたことがあった。道におけるチェック体制はどうなっているか。

(事務局) 道では、各振興局が概ね3年に1回ぐらいの割合で全数を回れるよう、保管事業者に立入検査を行っている。また、毎年保管状況等の届出を受ける際など、機会を捉えて適正な保管を呼びかけている。

(環境省) 保管事業者が管理責任を持って守るべき事項について、廃棄物処理法で保管基準を定めているほか、より具体的な手法についてはガイドラインで示している。遵守状況等については、事務局から説明があったような対応により監視・指導を実施。

(森川委員) 今出されている資料では、日本全体のPCBの総量、処理状況が分からない。期限内に全てのPCBを処理するためには、PCBの正確な総量を把握する必要がある。

(環境省) 6月に変更した基本計画において、未把握のPCBを把握した上で、期限内に処理を終了するという位置づけをしている。掘り起こし調査についても環境省としてマニュアルを作成し、都道府県市に通知した。今後も効率的な手法の開発や使用中の機器について経済産業省と連携した体制の構築をしていく。

② 環境モニタリング測定結果等について

事務局から資料2-7、2-8に基づき説明。資料2-7別添についてJESCOから補足。

- ・本年度のモニタリングは、昨年度と同様の調査時期、項目で実施。
- ・これまでのところ、環境基準値や排出管理目標値等を超える項目はなかったが、当初施設の排気でベンゼンがやや高い数値を示したことからJESCOから報告を受けている。
- ・前回円卓会議以降、6回の立入検査を実施。トラブル等の発生があった際は再発防止策等について指導。

主な質疑等は以下のとおり。

(河野委員) 節約のため一定期間オイルスクラバ液のブローダウンを停止したという説明があったが、設計段階の考え方を変えたことになるのでは。基本設計を踏まえた運転を行うべき。

(委員長) 運転方法を変更するというのであれば、市民等に説明を行うなど、十分注意を払って実施していただきたい。

(3) その他

日本環境安全事業株式会社法の改正について、環境省から資料3に基づき説明。

- ・福島を除染・復興に必要な中間貯蔵施設の整備、運営管理等を国が責任を持って行うと同時に、国が強い指揮・監督権限を持つJESCOを活用できるようにするため、日本環境安全事業株式会社法を改正。
- ・JESCOの名称が「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に変更されるが、現在PCB処理を行っている各事業所では、引き続きPCB廃棄物のみを処理。

質疑等は特になし。